



会費規程

会員の種類	年会費	備考
(個人)		
正会員	5,000円	総会の議決権あり
賛助会員	3,000円	総会の議決権なし
(法人)		
正会員	50,000円	総会の議決権あり

- * 会員は当法人から発行される請求書に基づき、毎年12月31日までに翌年の年会費を納めるものとする。
- * 入会時において、正会員は入会月起算にて計算した月割り会費をまた、賛助会員は入会月にかかわらず年会費全額を当法人から発行される請求書に基づき納めるものとする。
- * 年会費を1年以上滞納した場合には会員としての資格を喪失する。
- * その他 定款および会員規約参照。

2024年3月修正